仕　様　書

堺市上下水道局

１　件名

水道料金等管理システム用ハンディターミナル賃貸借

２　適用範囲

本仕様書は堺市（以下「市」という。）が発注するメーター検針、料金収納、使用開始休止業務用のハンディターミナル及び付随する機器（以下「機器等」という。）の借入及びその保守に適用する。

３　賃貸借期間

平成２６年５月１日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、最長２年の延長が可能なこと。

４　導入スケジュール等

導入スケジュールは別紙１「導入スケジュール概要」のとおりとし、受注者は機器等の納入・設置に関して、市と調整を図り、納入スケジュール等を作成し、市の承認を受けて行うこととする。

５　機器等の種類、数量及び納入方法

（１）機器等の種類及び数量

別紙２「機器等の種類及び数量」のとおり。

（２）納入場所

堺市北区百舌鳥梅北町１丁３９番地２　堺市上下水道局

（３）納入方法

二回に分けて次の（４）のとおり納入すること。なお、梱包材等は、市の指示に従って、受注者の負担で適正に処分すること。

（４）納入期日

第一回目については、平成２５年１０月１日とする。

第二回目については、平成２６年３月３日とする。

（５）付属書類等

ア　取扱説明書等の付属書類。

イ　ハンディターミナル及び通信装置のシリアル番号（製造番号）及び保守用の管

理番号一覧（電子データにて提出すること。）。

ウ　シリアル番号、保守用の管理番号及び市の機器管理番号（以下「機器管理番号等」という。）を記したラベル（次の様式を参照。）。なお、機器管理番号等については、機器等の納入期日までに市が指示するものとし、ハンディターミナル、通信装置及び充電器にラベルを貼り付けて納品するものとする。

（ラベル様式）

機器管理番号	●●●●●
保守番号	●●●●●
シリアル番号	●●●●●

6　品質、規格等

機器等の選定については､本仕様書のほか別紙３｢機器等仕様書｣によるものとし、これに記載する仕様に従うものとする。なお、機器等はすべて新品及び各項目において同一機種とすること。

7　問合せ対応

（１）市及び市が別途契約している「水道料金等管理システム開発運用業務」の受注者である日本電気株式会社関西支社（以下、「開発運用業者」という。）からの機器等の取扱い及び保守についての連絡先を市に届けること。

（２）市及び開発運用業者からの問合せに対して、迅速に回答すること。

なお、問合せ及び問合せに対する回答（以下「問合せ等」という。）については次のとおりとする。

①問合せ等はメール又は電話によるものとする。

②電話での問合せ等は、月曜日から金曜日の午前９時から午後５時３０分までとする。ただし、市の休日（堺市の休日に関する条例（平成２年条例第２０号）第２条第１項各号に掲げる日をいう。）を除くものとする。

③市および開発運用業者が指定する回答期日を遵守すること。

8　保守

（１）賃貸借期間中の機器等の保守については、別紙４「ハンディターミナル保守仕様書」に基づき履行すること。なお、機器等の納入後から賃貸借開始までの期間に、機器等の初期不良が発生した場合、受注者は機器等の交換等の対応を迅速に行うものとする。

（２）受託者が、物件の保守について他の法人等に請け負わせる（以下「再委託」という。）場合、あらかじめ市と協議した上で一部再委託届出書（様式１）を提出し、市の承諾を得るものとする。

9　動産総合保険

（１）受注者は、賃貸借期間中、受注者の負担において、物件に受注者を被保険者とする新価特約付動産総合保険（以下「保険」という。）を付し、その写しを市に提出するものとする。

（２）保険の対象物件は、別紙２「機器等の種類及び台数」に記載する機器等とする。ただし、予備用主電池は除くものとする。

10　賃貸借期間終了後の取扱い

賃貸借期間終了後は、機器等の返却もしくは再賃貸借を行うものとする。再賃貸借を行う場合は市及び受注者が協議の上、別途契約を締結するものとする。

11　機器等の返却

賃貸借期間終了後の機器等の返却に伴う受注者の作業等は次のとおりとする。

（１）機器等の市の指定する場所からの回収、機器等のデータ消去及び機器等の処分。

（２）機器等のデータ消去については、強磁力を照射するなど記録された情報が読み込み不可能な状態にし、市に実施内容を記載した報告書を提出するものとする。

（３）再賃貸借を行う場合、（１）及び（２）の作業等は除くものとする。

12　賃借料の支払いについて

月額賃借料は、機器等の調達に係る費用、保守に係る費用、その他この仕様書に定めるすべての作業等に係る費用の合計を賃貸借期間の月数である５９月で除した金額とし、受注者は毎月月末までに月額賃借料を市に請求し、市は受注者からの請求書を受理した日から３０日以内に受注者に支払うものとする。

13　受注者の責務

受注者は次の責務を負うものとする。

（１）本仕様書に従い、誠実に履行すること。

（２）本仕様書に明示している以外の事項のうち、運用上必要な事項が生じた場合は、市に協議の申し出を行うこと。また、協議の結果に従い、作業等を実施すること。

（３）本仕様書に明示している事項のうち、作業等を実施するに際し、仕様の変更が必要な場合は、市に協議の申し入れを行うこと。

（４）作業等の実施においては、市と密な連携をとること。

（５）作業等の進捗、機器等の品質などで問題が生じた場合は市に速やかに報告し、その対応を協議し市の承諾を得て、以降の作業等を行うこと。

（６）作業等の実施にあたり、特許権、実用新案、使用権など第三者の権利対象となっているものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うこと。

14　入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

（１）受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第２条の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

（２）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

15　再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、再委託契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

16　誓約書の提出について

（１）受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が５００万円未満の場合はこの限りでない。

（２）受注者は、契約金額（税込）が５００万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

（３）受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

17　不当介入に対する措置

（１）受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

（２）受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

（３）本市は、受注者が本市に対し、（１）及び（２）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

（４）本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

18　法令等の遵守

受注者は作業等を行うに際し、本仕様書に基づくほか関係する法令や規則、条例などを遵守すること。

19　守秘義務

受注者は業務の実施過程において知り得た個人情報、貸与資料等の情報を第三者に漏洩してはならない。

20　その他

（１）本仕様書に基づく契約は、堺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年条例第 47 号）に基づく長期継続契約であるため、市は契約期間中であっても、予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができる。

（２）本件の受注者の決定後、開発運用業者が納入機器と同機種（開発用キット等を含む）を別途調達し、ハンディターミナル用システム（以下「HT システム」という。）を開発するので、本件の受注者が納品するハンディターミナルについては、開発運用業者の HT システムの開発及び改修に対してメーカーのサポートが可能なものとすること。ただし、メーカーのサポートにかかる費用は本件に含まないものとする。

（３）本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市と受注者が協議して、その取扱いを定めるものとする。